

平成 二 年
 六月 二 日
 判決 言 渡
 同日
 判決 原本 領 収
 裁判 所 書記 官
 長 門 久 美 子

平成一一年(ネ)第一〇二九号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成一〇年(ワ)第一二三五一号)

(口頭弁論終結の日 平成一一年五月二四日)

判 決

東京都調布市国領町一―四一―

控 訴 人 m r k o n o

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被 控 訴 人 国

右代表者法務大臣 陣 内 孝 雄

右指定代理人 大 園 明

同 松 岡 升 翁

主 文

一 本件控訴を棄却する。

二 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、金一四六万一四三〇円及びこれに

対する平成一〇年六月一七日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

3 被控訴人は、控訴人に対し、検察官が控訴人の告訴にかかる事件のうち、道路交通法七二条の救護義務違反及び報告義務違反事件についての処分結果を故意に控訴人に通知しなかったことについて、陳謝の意を表する謝罪文一通を給付せよ。

4 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

5 右2は、仮に執行することができる。

二 被控訴人

主文同旨

第二 事案の概要

原判決四頁七行目に「当事者間に争いがなく」とある次に「(ただし、傷害の点については、甲一四号証、一六号証、一八号証の二、四

により認める。）」を加えるほかは、原裁判事実及び理由欄の「第二事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

第三 当裁判所の判断

一 当裁判所も、控訴人の本訴請求をいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり改めるほかは、原判決事実及び理由欄の「第三 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決一頁二行目の「告訴人等の」から同三行目の「通知しなかつた等の」までを削除し、同三行目の「それが」の次に「直ちに」を挿入し、同五行目の「余地」を「こと」に訂正する。

2 原判決一七頁八行目から同一九頁二行目末尾までを次のとおり

改める。

「しかしながら、右認定の本件事実関係に照らすと、右手続違背により控訴人の私的権利ないし利益を侵害するような特段の事情が生じたとは認められない（なお、控訴人は、告訴事件についての通知が遅れたために齊藤に対する民事上の権利行使が遅れ、また、民事の裁判上の和解において四五万円余の遅延損害金を免除するほかなかつたので、右遅延損害金相当の損害を被つたと主張したが、本件全証拠によつても、通知の遅れと民事上の権利行使の遅れ及び遅延損害金免除との相当因果関係も認められない。）。」

二 よつて、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法六七条一項、

六一条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第三民事部

裁判長裁判官

高木新二郎

裁判官

河本誠之

裁判官

白石哲

右は正本である。

平成二一年六月二一日

東京高等裁判所第三民事部

裁判所書記官

長門久美子

